

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月28日
【会社名】	株式会社デジタルアドベンチャー
【英訳名】	Digital Adventure, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 崔 官鎔
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目5番10号
【電話番号】	03(6809)6118
【事務連絡者氏名】	管理本部長 大山 智子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目5番10号
【電話番号】	03(6809)6118
【事務連絡者氏名】	管理本部長 大山 智子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年3月24日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式の発行済株式総数1億6,520万3,513株について、10株を1株に併合し、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生日

平成29年7月1日

上記の日における発行可能株式総数

30,000,000株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案に係る株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の3億株から3,000万株とするため、定款第6条を変更するものであります。また、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため、定款第7条を変更するものであります。本定款一部変更は、本総会の第1号議案に係る株式併合の効力発生を条件とし、当該株式併合の効力発生日である平成29年7月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

第3号議案 取締役4名選任の件

崔 官鎔、金 英敏、安 洙旭、金 東佑の4名を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	112,323	1,921	-	(注)1	可決 98.32
第2号議案	112,421	1,823	-	(注)1	可決 98.40
第3号議案					
崔 官鎔	113,775	469	-	(注)2	可決 99.59
金 英敏	113,776	468	-		可決 99.59
安 洙旭	113,776	468	-		可決 99.59
金 東佑	113,770	474	-		可決 99.59

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上